

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会

会 長 谷 村 隆 三

【 公 印 省 略 】

公共工事の品質確保の促進に関する法律第22条に基づく発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）についての説明会の開催について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年6月に公布・施行された改正後の公共工事の品質確保の促進に関する法律第22条に基づく発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）についての説明会を別添のとおり開催する旨、国土交通省九州地方整備局より連絡がまいっておりますので、参加ご希望の方は直接会場へお出かけ下さるようお願い申し上げます。

なお、本指針は、発注者である地方自治体、とりわけ市町村において、内容を十分理解し、必要に応じて発注業務の改善に向けた準備を行う必要がありますが、建設業者においても内容を適切に理解することが、円滑な入札・契約の実施、引いては公共工事の円滑な施工確保に資するものであります。

追って、参加申込書の提出は不要とのことでありますが、会場の定員は100名とのことでありますので、参加ご希望の場合は早めに入場されるよう申し添えます。

記

1. 日 時 平成27年2月3日（火）15：30～17：00

2. 場 所 長崎県市町村会館 6階会議室
長崎市栄町4－9